

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

春日部市長

## 公表日

令和5年12月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>春日部市(以下「本市」という。)は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という)の所有者(軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には買主を所有者とみなす。)に対して、軽自動車税額を賦課する。</p> <p>また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税の減免を行う。</p> <p>賦課額に基づき、納税義務者に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できない時は、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、本市は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関は保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 春日部市中間サーバー 6. 市町村CS 7. eLTAX 8. コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二27項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし(軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課、収納管理課
②所属長の役職名	財務部 市民税課長、収納管理課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長名	市民税課長 森田 英生 収納管理課長 前島 清史	財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 自動交付機サーバー 5. 共通基盤(連携・統合宛名) 6. 中間サーバー	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 共通基盤(連携・統合宛名) 5. 中間サーバー	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長名	財務部次長兼市民税課長 鈴木 健司 財務部参事兼収納管理課長 金井 信之	市民税課長 収納管理課長	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民生活相談課 市民相談・情報公開担当	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	市民生活相談課 市民相談・情報公開担当	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月19日時点	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月19日時点	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月1日	基礎項目評価書の様式変更		IVリスク対策の項目の追加	事後	
令和3年9月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 共通基盤(連携・統合宛名) 5. 春日部市中間サーバー 6. 市町村CS 7. eLTAX 8. コンビニ交付DBサーバー	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 春日部市中間サーバー 6. 市町村CS 7. eLTAX 8. コンビニ交付システム	事前	令和3年9月21日の予定しているシステム入替によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二27項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二27項	事後	令和3年5月19日公布「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第55条および第56条にもとづく番号利用法の改正によるもの
令和5年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長、財務部次長兼収納管理課長	財務部 市民税課長、収納管理課長	事後	
令和5年11月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先(所在地)	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	令和6年1月4日、新庁舎移転によるもの
令和5年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先(所在地)	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	令和6年1月4日、新庁舎移転によるもの